

平成29年度

# 日本造園学会関東支部大会

## 関東支部大会梗概集／事例・研究報告集

Proceedings of The 35th Kanto Branch Meeting of Japanese Institute of Landscape Architecture

2017年11月11日(土),12日(日) / 日本大学 理工学部駿河台キャンパス

公益社団法人日本造園学会 関東支部

KANTO BRANCH OF JAPANESE INSTITUTE OF  
LANDSCAPE ARCHITECTURE

Vol.35

史料に見る鎌倉市の歴史的風土保存区域指定の変遷

○高松正彦\*  
石山由夫\*\*  
古賀久貴\*\*  
永井淳一\*\*\*

1. はじめに

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(以下「古都保存法」という)は、2016年に施行50周年を迎えた。古都に指定されている鎌倉市では、神奈川県、公益財団法人鎌倉風致保存会(以下「風致保存会」という)、公益財団法人鎌倉市公園協会とともに実行委員会を組織し、記念事業を展開した。

記念事業の一環として、実行委員会は、構成団体や国土交通省から関係史料を収集し、記念誌及び資料集を作成した。本論では、50年にわたる鎌倉市の古都保存法適用に関する詳細な史料が集まったことを契機として、古都保存法第4条に規定される歴史的風土保存区域(以下「古都区域」という)指定の経緯とその考え方を整理することとした<sup>1)</sup>。

2. 古都区域指定の考え方

古都区域は、古都保存法第4条に基づき国が指定することとなっているため、1966(昭和41)年5月の第2回歴史的風土審議会(以下「歴風審」という)<sup>2)</sup>において、全国共通の古都区域の指定の考え方が整理された(表-1)。

表-1 歴史的風土保存区域の指定基準(抜粋)

- (1) 歴史的風土保存区域の選定
- ① 歴史上重要な文化的資産に隣接し、これと一体となって歴史的風土を形成している土地の区域
- ② 歴史上重要な文化的資産の背景となって、歴史的風土を形成している土地の区域
- ③ 散在する歴史上重要な文化的資産を結び、これらと一体となって歴史的風土を形成している土地の区域

また、記念事業で実施された越澤明氏(第四次指定当時、歴風審の専門委員)のインタビューでは、「『何処が古都なのか、何が古都区域なのか』という考え方、中世鎌倉の都市構造をどのように捉えるかが一番のポイント」と、古都区域の理念が紹介されている。

一方鎌倉市は、国の検討に先立つ1965(昭和40)年7月に風致保存会に諮問して、市の風景の重要度の認定作業を行い、同年11月に答申を得た。このときの「風致保存を要する地域」の選定基準は表-2のとおりである。この選定基準に加え、公共用地、既着手宅造や観光面が考慮され、約852.7haが選定された(図-1)。

鎌倉市は上記答申に基づき、1966(昭和41)年4月に認

\*一般財団法人日本緑化センター\* \*\*鎌倉市都市環境部\* \*\*鎌倉市まちづくり景観部

表-2 地域選定の要領(抜粋)

- (1) 風致保存を要する地域の選定にあたり、先ず「風致地域」の意義を次の3項目に分けて考慮することとした。
  - A 歴史的文化的財を中心として、その環境として保存を要する地域。
  - B 学術的(とくに自然科学的)価値により保存を要する地域。
  - C 鑑賞的風致を維持するために保存を要する地域。
- (5) 以上の地域を1万分の1市街図に記入し、これらの重なりによって、その重要性を考慮しI、II、IIIの3階級に区分し、保存地域の原因を作成した。

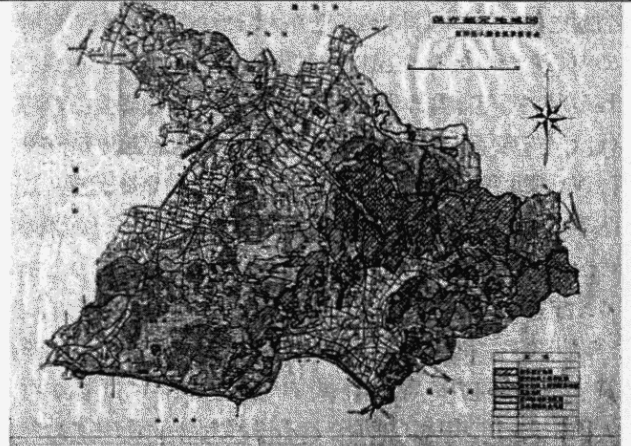


図-1 保存認定地域図

定地域を決定した。国は、これをもとに古都区域の原案を検討したのである。

3. 第一次指定(1966(昭和41)年12月14日)

古都区域の当初指定は、1966(昭和41)年4月の第2回歴風審で諮問され、専門委員会で検討された。

専門委員会の記録は入手できていないが、記念事業で実施された平野侃三氏(当時、建設省で古都保存法を担当)のインタビューでは、稜線の裏側の指定の考え方が示された。「御谷の裏山に登ったとき、真下に見えた団地がほとんど稜線近くまで切り取ってきていましたので、区域を稜線で切るのではとても景観は保存できないと実感しました。」「景観は見える範囲ですから稜線の手前なんです。本当は手前で切るべきじゃないかという議論もあったんですよ。幸いなことに、古都保存法では「必要な土地の区域」が指定できるとあるので、景観・風土を守るために必要な区域として稜線を越えて指定したんです。」

国の原案はこの考え方によって修正され、5月には神奈川県及び鎌倉市に意見照会された。鎌倉市は朝比奈、山の内地区の一部追加修正を意見し、1966(昭和41)年7月の第3回歴風審で修正案をもって約695haが決定された。

4. 第二次指定(1973(昭和48)年2月1日)

1968(昭和43)年に成立した新都市計画法に基づく区域区分(線引き)が議論の発端であった。歴風審では、区域区分に伴い古都保存法の実効性を高めるために、古都区域の追加、及び古都保存法第6条に規定される歴史的風土特別保存地区(以下「特別地区」という)への格上げ等につ

いて度々意見が出される中、1971（昭和46）年3月の第15回歴風審で、会長から事務局へ検討が指示された。

専門委員会で検討された結果、1972（昭和47）年11月の第17回歴風審で諮問・答申があった。資料によると、朝比奈地区では当初未懸案であった明王院及び一体となる歴史的風土の追加、大町・材木座地区では当初の若宮大路からの展望域を保存する意図から拡大して、周辺部の市街化の進展に対応するため様々な地点からの視野に配慮、長谷極楽寺地区では当初旧鎌倉市街地から展望される外周稜線の歴史的風土を保存する意図から拡大して、旧鎌倉市外の市街化の進展に対応するため、既指定区域に接続する裏側の保存に努めるとされた。

また、専門委員会の報告は、初めて逗子市域の保存の必要性に言及した。

古都区域の面積は、約248ha追加されて約943haとなったが、第17回歴風審及び神奈川県、鎌倉市を含む一連の公文書（図-2）では、既指定区域面積を約872.1ha（差引約70.9ha）と表記している。その理由は明らかでない。

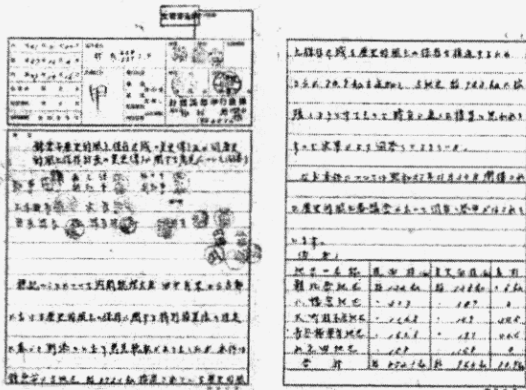


図-2 県への意見照会の決裁文書（抜粋）

### 5. 第三次指定（1986（昭和61）年12月15日）

1984（昭和59）年11月の第29回歴風審で、靄山泰一専門委員が切通しの重要性について発言し、事務局である国が調査検討すると回答した。翌1985（昭和60）年11月の第30回歴風審で、事務局が古都保存法第5条に規定される歴史的風土保存計画と特別地区との関係、開発動向や史跡等の分布について説明した。これを受け、貫達人専門委員から、専門委員会の分科会の設置が提案され、採択された。

その結果、古都区域については長谷極楽寺地区で、1978（昭和53）年に新たに史跡指定された北条氏常盤亭跡一帯<sup>3)</sup>が、既指定の常盤御所等の遺跡と一体となる地域の自然景観と不可分であることから追加することとされ、約13ha追加約956haの諮問・答申が行われた。なお、このときの検討は特別地区への格上げが中心となり、1988（昭和63）年6月に約305.1haの特別地区が都市計画決定された。

### 6. 第四次指定（2000（平成12）年3月17日）

鎌倉市は、1996（平成8）年に都市緑地法第4条に規定される「緑の基本計画」を策定した。計画の中では、詳細な現地調査に基づく古都区域拡大候補地を示した。

一方、歴風審では1996（平成8）年12月に、古都保存法を巡る当面の課題を検討する小委員会が設置され、1998（平成10）年3月に意見具申という形で検討結果が示された。この中で、鎌倉市の古都区域の拡大等の必要性が盛り込まれた。

記念事業で実施された越澤明氏のインタビュー及び古澤達也氏（当時、建設省で古都保存法を担当）の寄稿には、追加の考え方が示されている。「区域拡大の総仕上げとして、現状の区域を仔細に現地踏査し、境域を整齊するように拡大が行われました。」（古澤氏）「段葛は古都区域の軸線です。」（越澤氏）「名越切通しは（中略）現代の行政区域が、本来の中世の鎌倉の範囲とは、ずれていました。行政区域は稜線で切っているわけですから、稜線の反対側の切通しは全部を古都区域に指定すべきではないかと考えたのです。」（越澤氏）

その結果、1998（平成10）年10月の第45回歴風審で小委員会報告がなされ、1999（平成11）年11月の第48回歴風審で約33ha追加約989haの諮問・答申がなされた。その後2000（平成12）年1月に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第2条第1項の市町村を定める政令」が改正され、逗子市が古都に追加されたのである。

### 7. おわりに

第四次の古都区域指定拡大の際に、「区域拡大の総仕上げ」と称していたとおり、鎌倉市において現状を踏まえた古都区域の指定の完成度は高いと見るべきであろう。しかし、今後の土地利用の変化、新たな法制度等による保存施策の再編等が発生した場合には、適宜適切な見直しが行われていくものと考えられる。

また、古都区域指定から長年月が経過し、多くの家屋が隣接する斜面地の安全確保や、枯損等の危険木の処理等のため、維持管理に多くの負担がかかっている。いかに歴史的風土を維持しつつ、市民の安全や樹林地の健全性を確保するかが、今後の課題である。

本論をまとめるにあたり、資料集作成にご協力いただいた平野侃三、越澤明、古澤達也各氏、国土交通省及び実行委員会構成団体各位に、この場を借りて謝意を表す。

### 補注及び引用文献

- 1) 本論に記載する事実関係は全て、鎌倉市古都保存法施行50周年記念事業実行委員会編(2016)：古都保存法施行50周年記念事業資料集 に収集された史料に基づく。
- 2) 古都保存法第16条に規定され、歴史的風土の保存に関する重要事項を調査審議する。現在は社会資本整備審議会に改編されている。
- 3) 鎌倉幕府第7代執権北条政村の別荘があったところで、中世鎌倉において「常盤の里」と呼ばれた。